

令和3年度 伊勢市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を策定する。

2 対象とする施設等

- （1）障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等）
- （2）社会的事業所（三重県社会的事業所設置運営要綱に基づき運営される事業所）

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、伊勢市の市長部局、消防本部及び消防署、市立伊勢総合病院、上下水道部、教育委員会事務局及び教育機関、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局とする。

4 優先調達品目等と調達目標

障害者就労施設等から調達する物品・役務の目標は次のとおりとする。
優先調達品目等の設定については、障害者就労施設等の受注内容等を勘案しながら、毎年度見直し、拡大を図っていく。

種別	優先調達品目等	調達目標額（千円）	
		障害者就労施設等	（うち社会的事業所）
物品	啓発物品など	514	—
役務 （※）	● パンフレット、チラシ等の印刷 ● 清掃業務、除草業務、樹木剪定等業務、植栽業務、施設等管理業務、封入・発送業務、梱包作業、データ入力業務、文書集配業務など	50,072	(41,724)
合 計		50,586	(41,724)

※専門的な技術、資格、企画力等が要求されるものを除く

（参考）過去の調達実績（単位：千円）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
物品	788	456	524	458	449	588	522	873
役務	1,612	2,632	4,589	9,585	27,762	30,245	44,909	45,364
計	2,400	3,088	5,113	10,043	28,211	30,833	45,431	46,237

5 調達の実施及び推進方法

障害者就労施設等が供給できる物品等についての情報を共有し、発注可能な物品等を各部署において十分検討し、予算の適正な執行に配慮しつつ、可能な限り障害者就労施設等からの調達を実施する。

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努める。
- (2) 上記4の優先調達品目等と調達目標、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、市ホームページに掲載する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供する。
- (3) 障がいのある人もない人も「対等な立場」で「ともに働く」新しい職場形態である社会的事業所の運営の安定化を図るとともに、就労継続支援B型事業所など障害者就労施設等に通所する障がいのある人の工賃向上に努める。
- (4) 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び伊勢市契約規則第20条の3の規定に基づき、随意契約を活用する。ただし、契約金額が10万円を超えない場合は、その限りではない。
- (5) 調達した物品等に対し、発注した部署、受注した障害者就労施設等から十分な意見聴取を行い、双方の益につながるよう、調達業務の改善に努める。

6 調達実績の公表等

- (1) この調達方針に基づき本年度に調達した物品等の調達実績は、年度終了後に市ホームページ等により公表する。
- (2) 伊勢市障害者施策推進協議会において、調達実績の評価と課題の分析を行い、次年度の調達方針に反映する。

7 調達方針に関する担当窓口

この調達方針に関する担当窓口は、伊勢市健康福祉部障がい福祉課とする。